

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

**I 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。**

## **II 入院基本料について**

当院は、地域一般入院料1（日勤、夜勤あわせて）入院患者13人に対して1人以上の看護師及び准看護師を配置しております。一般病棟における看護職員の配置は以下のとおりです。

（一般病棟）

1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時00分～夕方17時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち患者数は5人以内です。
- ・夕方17時～朝9時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち患者数は15人以内です。

## **III 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について**

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体拘束最小化の基準を満たしております。

## **IV 明細書の発行について**

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称、行われた検査の名称が記載されておりますので、その点、ご理解いただき、ご家族の方等が代理で会計を行う場合のその代理で会計を行う場合のその代理人の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## **V 禁煙外来について**

当院では、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方等に対し、禁煙のお手伝い出来るよう禁煙外来（完全予約制）を設けております。ご希望の方は1階受付までお申し出ください。

また、当院の敷地内は禁煙となっておりますのでご協力をお願いします。

## V 基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について

厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして、四国厚生支局長に下記の届出を行っています。

### 1 入院時食事療養費・入院時生活療養費に係る届出

当院は入院時食事療養費（Ⅰ）入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）に適温で提供しています。

### 2 基本診療料に係る届出

- 地域一般入院料1
- 地域包括ケア入院医療管理料2
- 医療安全対策加算2
- 感染対策向上加算2（連携強化加算）（サーベイランス強化加算）
- 入退院支援加算1（入院時支援加算）（総合機能評価加算）（地域連携診療計画加算）
- 療養環境加加算
- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算3
- データ提出加算1
- 医療DX推進体制整備加算6

### 3 特掲診療料に係る届出

- 薬剤管理指導料
- ニコチン依存症管理料
- コンタクトレンズ検査料1
- 糖尿病透析予防指導管理料
- がん治療連携指導料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算含む）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算含む）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）（初期加算含む）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）（初期加算含む）
- 在宅療養支援病院3

- 在宅酸素療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 後発医薬品使用体制加算2
- 病棟薬剤業務実施加算1
- CT撮影及びMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ヘッドアップティルト試験
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 入院ベースアップ評価料25
- 看護職員処遇改善評価料38

## **X I 選定療養費に関する事項について**

特別療養環境の提供

特別療養環境については、別掲「有料室料について」をご参照ください。

## **X II その他の掲示事項**

### **1 オンライン資格確認について**

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用しております。

### **2 一般名処方について**

後発医薬品の使用促進や医薬品の安定供給に向け、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名で処方を行う場合があります。ご不明な点はスタッフにお尋ねください。

### **3 長期処方箋等について**

当院では患者様の状態に応じ、28日以上長期処方やリフィル処方せんの発行を行っております。担当医師の判断となりますので医師にご相談ください。

令和7年4月7日作成